

地方就職支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 婦恋村地方就職支援金事業に関する報告及び立入調査について、婦恋村から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、婦恋村地方就職支援金交付要綱に基づき、地方就職支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 地方就職支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 地方就職支援金の申請日から 1 年以内に地方就職支援金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合：全額
 - (3) 地方就職支援金の申請日から 1 年以内に婦恋村に転入しなかった場合：全額
 - (4) 地方就職支援金の要件を満たす職を就業から 1 年以内に辞した場合（ただし、退職から 3 か月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く）：全額
 - (5) 転入日から 3 年未満に婦恋村以外の市区町村に転出した場合：全額
 - (6) 転入日から 3 年以上 5 年以内に婦恋村以外の市区町村に転出した場合：半額
- 3 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないことを誓約します。